

# (平成26年7月1日施行) 水循環基本法の概要

## 目的 (第1条)

水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進し、もって健全な水循環を維持し、又は回復させ、我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に寄与すること

## 定義 (第2条)

### 1. 水循環

→水が、蒸発、降水、流下又は浸透により、海域等に至る過程で、地表水、地下水として河川の流域を中心に循環すること

### 2. 健全な水循環

→人の活動と環境保全に果たす水の機能が適切に保たれた状態での水循環

## 基本理念 (第3条)

### 1. 水循環の重要性

水については、水循環の過程において、地球上の生命を育み、国民生活及び産業活動に重要な役割を果たしていることに鑑み、健全な水循環の維持又は回復のための取組が積極的に推進されなければならないこと

### 2. 水の公共性

水が国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いものであることに鑑み、水については、その適正な利用が行われるとともに、全ての国民がその恵沢を将来にわたって享受できることが確保されなければならないこと

### 3. 健全な水循環への配慮

水の利用に当たっては、水循環に及ぼす影響が回避され又は最小となり、健全な水循環が維持されるよう配慮されなければならないこと

### 4. 流域の総合的管理

水は、水循環の過程において生じた事象がその後の過程においても影響を及ぼすものであることに鑑み、流域に係る水循環について、流域として総合的かつ一体的に管理されなければならないこと

### 5. 水循環に関する国際的協調

健全な水循環の維持又は回復が人類共通の課題であることに鑑み、水循環に関する取組の推進は、国際的協調の下に行われなければならないこと

○国・地方公共団体等の責務 (第4条～第7条)

○関係者相互の連携及び協力 (第8条)

○施策の基本方針 (第9条)

○水の日 (8月1日) (第10条)

○法制上の措置等 (第11条)

○年次報告 (第12条)

## 水循環基本計画 (第13条)

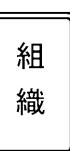
### 基本的施策 (第14条～第21条)

- 貯留・涵養機能の維持及び向上
- 水の適正かつ有効な利用の促進等
- 流域連携の推進等
- 健全な水循環に関する教育の推進等
- 民間団体等の自発的な活動を促進するための措置
- 水循環施策の策定に必要な調査の実施
- 科学技術の振興
- 国際的な連携の確保及び国際協力の推進

### 水循環政策本部 (第22条～第30条)

○水循環に関する施策を集中的かつ総合的に推進するため、内閣に水循環政策本部を設置

- 水循環基本計画案の策定
- 関係行政機関が実施する施策の総合調整
- 水循環に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整



本部長：内閣総理大臣

副本部長：内閣官房長官

水循環政策担当大臣

本部員：全ての国務大臣

# 水循環基本計画の概要

## 総論

- 水循環と我々の関わり
- 水循環基本計画の位置付け、対象期間と構成

## 第1部 水循環に関する施策についての基本的な方針

- 1 流域における総合的かつ一体的な管理
- 2 健全な水循環の維持又は回復のための取組の積極的な推進
- 3 水の適正な利用及び水の恵沢の享受の確保
- 4 水の利用における健全な水循環の維持
- 5 國際的協調の下での水循環に関する取組の推進

## 第2部 水循環に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講すべき施策

- 1 流域連携の推進等 -流域の総合的かつ一体的な管理の枠組み-
  - (1) 流域の範囲
  - (2) 流域の総合的かつ一体的な管理の考え方
  - (3) 流域水循環協議会の設置と流域水循環計画の策定
  - (4) 流域水循環計画
  - (5) 流域水循環計画の策定プロセスと評価
  - (6) 流域水循環計画策定・推進のための措置
- 2 貯留・涵養機能の維持及び向上
  - (1) 森林 (2) 河川等 (3) 農地 (4) 都市
- 3 水の適正かつ有効な利用の促進等
  - (1) 安定した水供給・排水の確保等
  - (2) 持続可能な地下水の保全と利用の推進
  - (3) 水インフラの戦略的な維持管理・更新等

## (4) 水の効率的な利用と有効利用

- (5) 水環境
- (6) 水循環と生態系
- (7) 水辺空間
- (8) 水文化
- (9) 水循環と地球温暖化

## 4 健全な水循環に関する教育の推進等

- (1) 水循環に関する教育の推進
- (2) 水循環に関する普及啓発活動の推進

## 5 民間団体等の自発的な活動を促進するための措置

## 6 水循環施策の策定及び実施に必要な調査の実施

- (1) 流域における水循環の現状に関する調査
- (2) 気候変動による水循環への影響と適応に関する調査

## 7 科学技術の振興

## 8 國際的な連携の確保及び国際協力の推進

- (1) 國際連携
- (2) 國際協力
- (3) 水ビジネスの海外展開

## 9 水循環に関する人材の育成

- (1) 产学官が連携した人材育成と国際人的交流

## 第3部 水循環に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 1 水循環に関する施策の効果的な実施
- 2 関係者の責務及び相互の連携・協力
- 3 水循環に関して講じた施策の公表

## **水循環基本法に基づく水循環計画（流域水循環計画）の策定について**

### **1. はじめに**

国は平成 27 年 7 月、水循環基本法（平成 26 年法律第 16 号）に基づき、水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進することを目的に、水循環基本計画を策定した。

水循環基本計画では、流域の総合的かつ一体的な管理の基本方針等を流域ごとに「流域水循環計画」として策定し、「流域マネジメント」を推進することとしている。

### **2. 流域マネジメント**

流域マネジメントとは、流域の総合的かつ一体的な管理は、一つの管理者が存在して、流域全体を管理するというものではなく、森林、河川、農地、都市、湖沼、沿岸域等において、人の営みと水量、水質、水と関わる自然環境を良好な状態に保つ、又は改善するため、様々な取組を通じ、流域において関係する行政などの公的機関、事業者、団体、住民等がそれぞれ連携して活動するものとされている。

活動に当たっては、流域ごとに「流域水循環協議会」を設置し、当該流域の流域マネジメントの基本方針等を定める「流域水循環計画」を策定し、流域水循環協議会を構成する行政などの公的機関が中心となって、各構成主体が連携しつつ、流域の適切な保全や管理、施設整備、活動等を地域の実情に応じ実施するよう努めるものとしている。

### **3. 全国の水循環基本法に基づく流域水循環計画の策定状況**

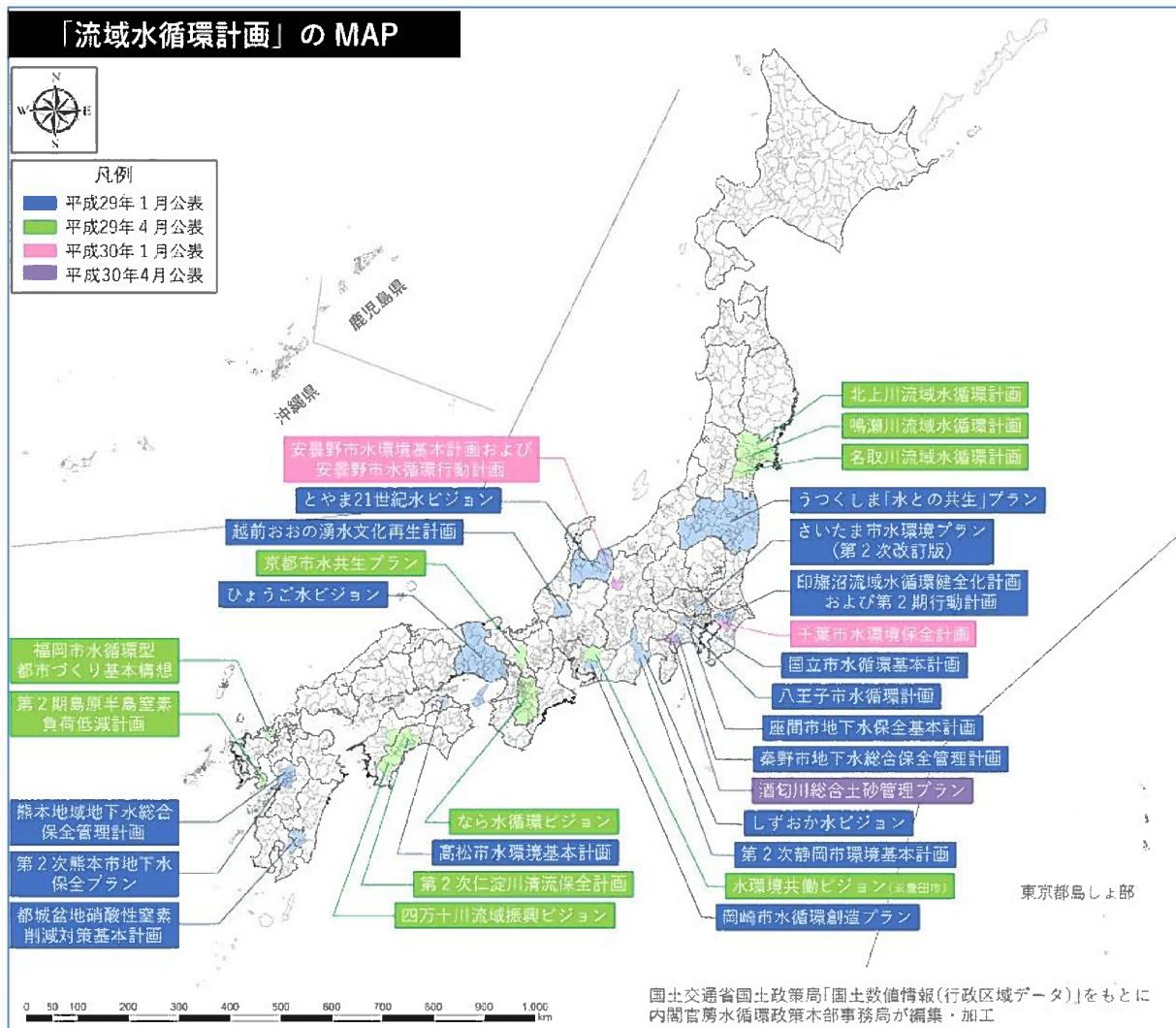
国では平成 29 年 1 月から、全国各地の流域水循環計画に該当すると考えられる計画等について公的機関からの情報提供を受け、計画等の内容を確認し、平成 30 年 4 月末時点で 30 計画を流域水循環計画として認めている。

### **4. 流域水循環計画策定のメリット**

平成 30 年度より、流域水循環計画に基づき実施される取組が、国土交通省所管の社会資本整備交付金の配分に当たり配慮される。

## 水循環基本計画に基づく「流域水循環計画」に該当する全30計画

(平成30年4月末時点)

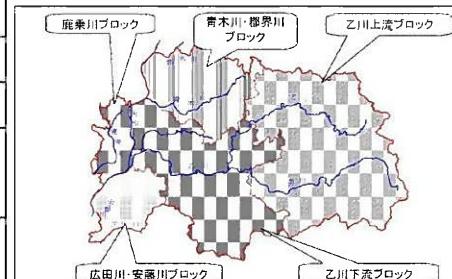


	年月日	提出機関名	計画名
1	平成30年4月	神奈川県	酒匂川総合土砂管理プラン
2	平成30年1月	安曇野市	安曇野市水環境基本計画および安曇野市水環境行動計画
3		千葉市	千葉市水環境保全計画
4	平成29年4月	宮城県	鳴瀬川流域水循環計画
5		宮城県	北上川流域水循環計画
6		宮城県	名取川流域水循環計画
7		奈良県	なら水循環ビジョン
8		高知県	四万十川流域振興ビジョン
9		高知県	第2次仁淀川清流保全計画
10		長崎県	第2期島原半島窒素負荷低減計画（改訂版）
11		豊田市	"水環境共働ビジョン～地域が支える流域の水循環～"
12		京都市	京都市水共生プラン
13		福岡市	福岡市水循環型都市づくり基本構想
14	平成29年1月	福島県	うつくしま「水との共生」プラン
15		千葉県	印旛沼流域水循環健全化計画・第2期行動計画
16		富山県	とやま21世紀水ビジョン
17		兵庫県	ひょうご水ビジョン
18		熊本県	熊本地域地下水総合保全管理計画・第2期行動計画
19		宮崎県	都城盆地硝酸性窒素削減対策基本計画・都城盆地硝酸性窒素削減対策実施計画（最終ステップ）
20		さいたま市	さいたま市水環境プラン（第2次改訂版）
21		八王子市	八王子市水循環計画
22		国立市	国立市水循環基本計画
23		秦野市	秦野市地下水総合保全管理計画
24		座間市	座間市地下水保全基本計画
25		大野市	越前おおの湧水文化再生計画
26		静岡市	第2次静岡市環境基本計画の一部
27		静岡市	しづおか水ビジョン
28		岡崎市	岡崎市水環境創造プラン
29		高松市	高松市水環境基本計画
30		熊本市	第2次熊本市地下水保全プラン

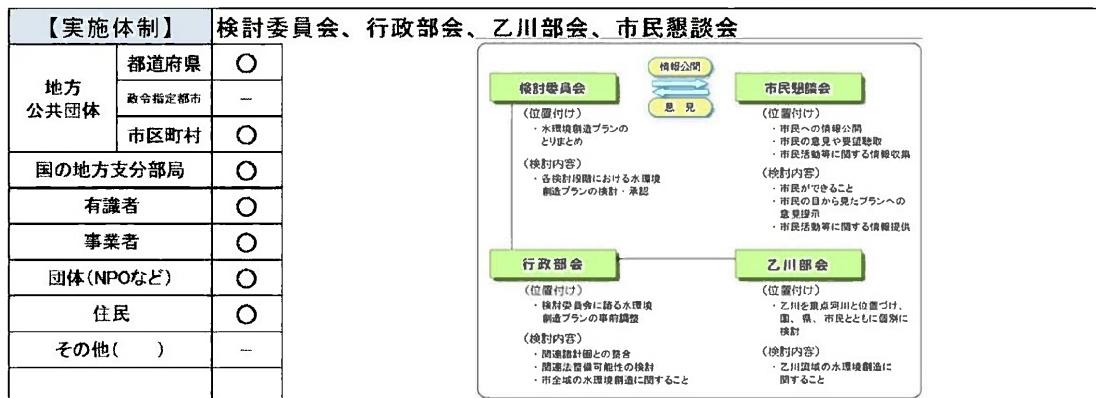
## 岡崎市流域水循環計画（岡崎市水環境創造プラン）の概要(H29.1 認定)

### 流域水循環計画に該当する計画概要（15）

計画名	岡崎市水環境創造プラン(平成20年3月)		
提出機関名	岡崎市	対象地域	矢作川流域(岡崎市内)
メイン課題	水環境		
計画概要	下流の旧岡崎市と上流の旧額田町が合併し、乙川流域が全て岡崎市に含まれたことを機に策定された水環境をメイン課題とした総合的な計画。		
計画の特徴	環境省の名水百選選抜選挙における「秘境地として素晴らしい名水部門」第1位の「烏川ホタルの里湧水群」を源流とする乙川に関する取組。		



計画対象地域(矢作川流域(岡崎市内))



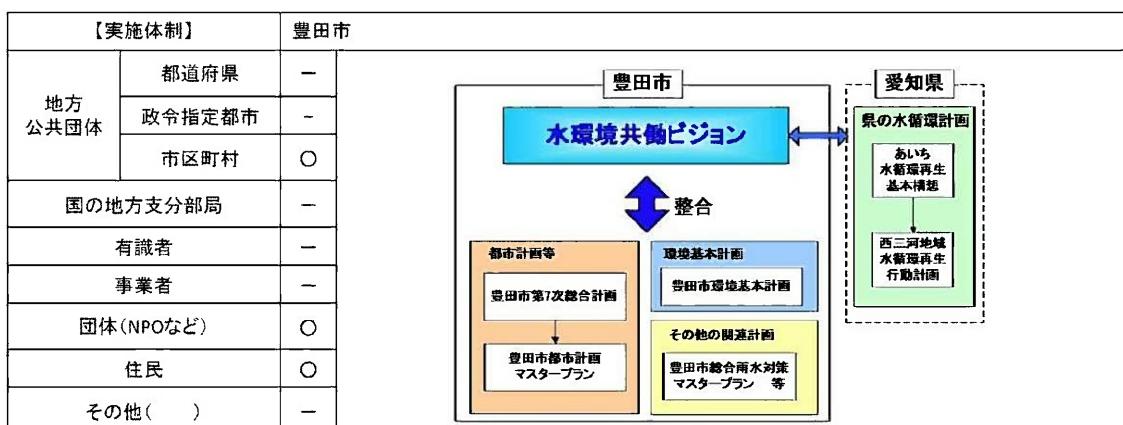
## 豊田市流域水循環計画（水環境共働ビジョン）の概要(H29.4 認定)

### [第2回] 流域水循環計画に該当する計画概要（8）

計画名	水環境共働ビジョン(平成21年3月)		
提出機関名	豊田市	対象地域	豊田市全域
メイン課題	水環境		
計画概要	平成17年における市町村合併により、矢作川の上流域の大部分を占める豊田市における水環境をメインとした総合的な計画		
計画の特徴	市内を「水源・涵養域」、「湧出・水利用域」「流出域」の3つに分割し、地域ごとに現状と課題を整理し取組を推進。		



計画対象地域(豊田市全域)



内閣官房水循環政策本部事務局 HP より

## 5. 水循環再生地域協議会における水循環基本法に基づく水循環計画策定の方向性

### 5. 1 健全な水循環確保に向けた国・本県の動向

#### 【国】

平成 12 年度

- ・環境基本計画で「環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組」を掲げた。



平成 15 年度

- ・水に関する 6 省庁（環境・国土・厚生・農水・通産・建設：当時）が連携し、健全な水循環の確保のための具体的な方途を示した。



平成 26 年度

- ・水循環基本法（内閣府所管。以下「法」という。）が施行された。



平成 27 年度

- ・法に基づく水循環基本計画が閣議決定され、同計画において地域の実情に応じた流域水循環計画＊の策定が位置付けられた。

\* 地方公共団体、国の地方支部局、事業者、国等から成る流域水循環協議会が、水循環基本計画に基づいて策定する計画のこと。



#### 【本県】

平成 17 年度

- ・健全な水循環を再生することを目的に「あいち水循環再生基本構想」を策定した。



平成 18 年度

- ・県内を 3 地域（尾張、西三河、東三河）に分け、それぞれ県、市町村、事業者、民間団体から成る地域協議会を設立した。

(構成員数：尾張地域 52 西三河地域 41 東三河地域 32 合計 125)



平成 19 年度

- ・地域協議会が地域の実情に応じた水循環再生行動計画（第 1 次）を策定し、取組を推進した。

(取組数：尾張地域 206 西三河地域 183 東三河地域 163 合計 552)



平成 23 年度

- ・地域協議会は現行計画を見直し、水循環再生行動計画（第 2 次）を策定し、取組を推進した。

(取組数：尾張地域 243 西三河地域 194 東三河地域 187 合計 624)



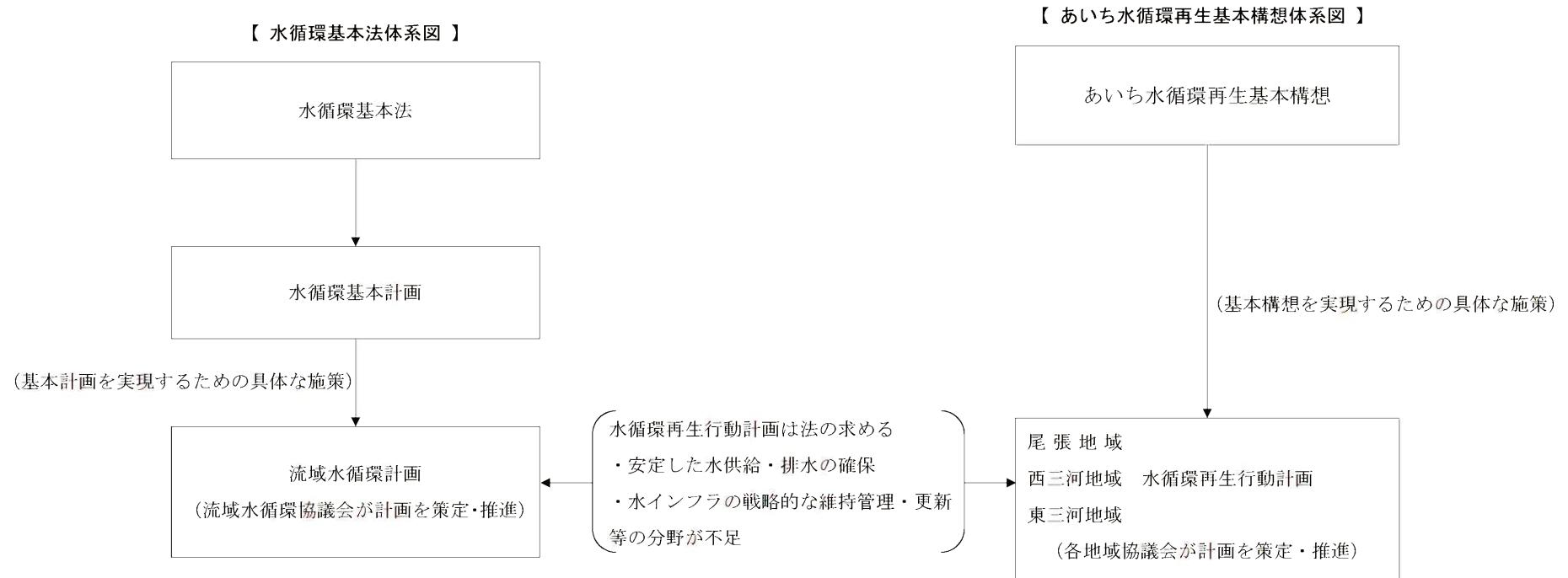
平成 27 年度

- ・地域協議会は現行計画を見直し、水循環再生行動計画（第 3 次）を策定し、取組を推進している。

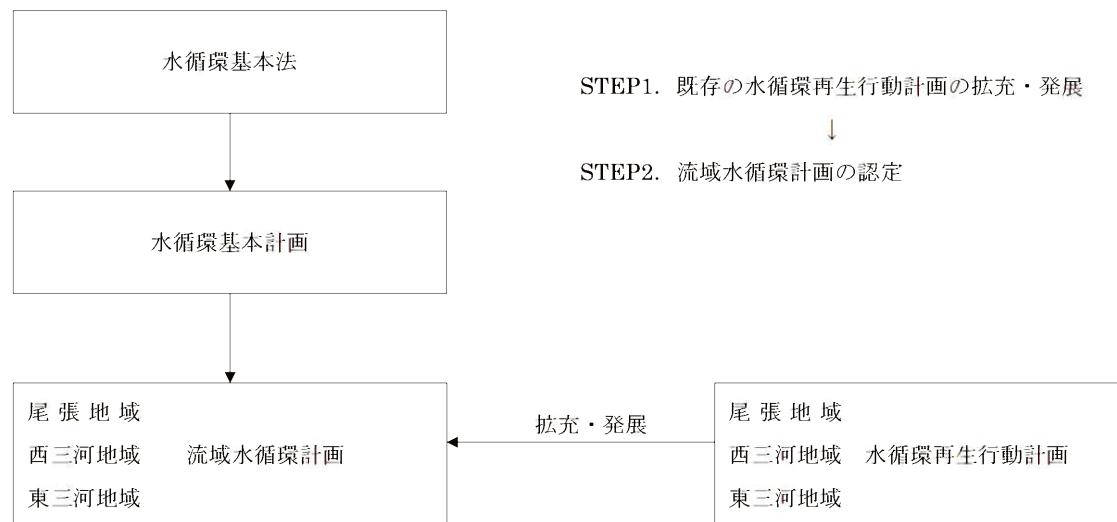
(取組数：尾張地域 233 西三河地域 191 東三河地域 173 合計 597)



## 5. 2 「水循環基本法」と「あいち水循環再生基本構想」の体系（現在）



## 5. 3 水循環基本法に基づく水循環計画策定の方向性



## 【水循環基本法に基づく流域水循環計画の策定に当たっての勉強会開催案】

3 協議会の連携を図るため、勉強会は3協議会構成員を対象に行うこととする。

開催時期：6月、9月、12月

開催場所：西三河県民事務所大会議室ほか

- テーマ（課題）：
- ①水の貯留・涵養機能の維持・回復
  - ②水の効率的な利用（雨水・再生水の利用等）
  - ③水インフラの維持管理・更新等
  - ④地下水の保全・利用
  - ⑤渇水への対応
  - ⑥水害の頻発・激甚化への対応
  - ⑦河川・湖沼等の水量・水質の保全・回復
  - ⑧生態系の保全・回復
  - ⑨河川・湖沼等の水辺空間の保全・再生・創出
  - ⑩その他

説明者：愛知県各部局担当者。その他、水の利用者で健全な水循環に関心があり、取組を行っている事業者を招いて、講義をお願いする。または、当該事業者の現地調査を依頼して、行う。

### 課題一覧（主な庁内機関等）

課題	振興部	建設部	農水部	企業庁	環境部	その他機関※	事業者
①水の貯留・涵養機能の維持・回復	○		○	○			○
②水の効率的な利用（雨水・再生水の利用等）							○
③水インフラの維持管理・更新等	○	○	○	○			○
④地下水の保全・利用	○				○		○
⑤渇水への対応	○		○	○			○
⑥水害の頻発・激甚化への対応			○				○
⑦河川・湖沼等の水量・水質の保全・回復	○	○	○		○		○
⑧生態系の保全・回復		○	○		○		○
⑨河川・湖沼等の水辺空間の保全・再生・創出		○	○		○		○
⑩その他	○				○		○

※「その他機関」は、今後、関係部局との調整を行った上で、掲載するものとする。

### 【工程表】

	平成31年度				平成32年度		
	6月	9月	12月	2月	○月	□月	2月
尾張協議会	勉強会 (第1回)	勉強会 (第2回)	勉強会 (第3回)	協議会	作業部会	作業部会	協議会
西三河協議会				協議会			協議会
東三河協議会				協議会			協議会